

川崎区ソーシャルデザインセンター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31年3月策定）（以下「基本的考え方」という。）に基づき、市民一人ひとりが多様なつながりをつくり誰もが認められる暮らしやすい地域社会の実現に向けて、地域で活動する団体と川崎区役所が協働で取り組む「川崎区ソーシャルデザインセンター事業」（以下「区SDC事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 区SDC事業を実施する全ての団体は相互に協働及び連携し、各団体が有する強み、経験から得た知見その他資源を活用することにより、次条に掲げる事業を実施し、地域課題の解決を目指すものとする。

(対象事業)

第2条 区SDC事業において対象となる事業は、基本的考え方に基づく次の各号に掲げる機能等を担う事業とする。

- (1) 人や団体・企業・活動をつなぐコーディネート機能とプロデュース機能
- (2) 支援ニーズ（活動支援、資金助成、相談、情報収集）とメニューの効果的なマッチング
- (3) 地域課題の解決を目指した社会実験の展開
- (4) 人材育成（地域の担い手など）
- (5) 「まちのひろば」への支援
- (6) 地域メディアやソーシャルメディアを活用した情報の受発信
- (7) 新たな参加、交流のきっかけづくり
- (8) その他川崎区の特성에応じて必要とされる機能

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- (1) 営利のみを目的とするもの
 - (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
 - (3) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
 - (4) 国、地方公共団体その他公共的団体から当該事業の委託、補助その他金
銭支援を受けている、又は受ける見込みのあるもの
 - (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの
 - (6) 公序良俗に反するもの
- (事業実施者)

第3条 区SDC事業は、次の各号の団体等によりネットワークを構成し、実施するものとする。

- (1) 事務局
 - (2) コアメンバー
 - (3) サポートメンバー
- (事務局)

第4条 事務局は、主に次の各号に関することを行うものとする。

- (1) 定例会の開催
- (2) 区SDC事業の広報
- (3) その他区SDCの運営に関すること

2 前項第3号の内容については、別途定めるものとする。

(コアメンバー)

第5条 コアメンバーは、主に次の各号に関すること（以下、「コアメンバー事業」という。）を行うものとする。

- (1) 地域活動等に関する相談対応
- (2) 前号の相談に伴う活動支援
- (3) 提案に基づく社会実験や新たな交流のきっかけづくりの実施

(サポートメンバー)

第6条 サポートメンバーは、主に次の各号に関することを行うものとする。

- (1) 地域活動等に関する相談対応
- (2) 前号の相談に伴う活動支援

(コアメンバーの要件)

第7条 コアメンバーは公募により決定するものとし、応募ができる者は、川崎区内を対象地域として地域課題の解決に向けた活動を実施している団体のうち、次の条件を満たす団体とする。

- (1) 団体の運営に関する規則その他規程を備えていること
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと
- (4) 公序良俗に反する団体でないこと
- (5) 事務局、サポートメンバー及び他のコアメンバーと、円滑に連携して事業を行うことができること

2 前項に定めるもののほか、コアメンバーの要件は、募集要項で定める。

(コアメンバーの募集手続き)

第8条 コアメンバー公募に応募しようとする者は、別途定める募集要項に基づき、次の各号に掲げる書類を川崎区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。なお、様式は募集要項で示すものとする。

- (1) 川崎区ソーシャルデザインセンター事業コアメンバー企画提案書
- (2) 川崎区ソーシャルデザインセンター事業コアメンバー応募団体概要書
- (3) その他募集要項で定める書類

(コアメンバーの決定)

第9条 区長は、前条で定める書類に基づくコアメンバーの実施提案内容等を川崎区役所企画調整会議に諮り、その意見を尊重してコアメンバーを決定する。なお、審査基準は募集要項で示すものとする。

2 区長は、必要に応じて提案の内容に条件その他制限を付してコアメンバーを決定することができる。

3 可否決定の結果は、川崎区ソーシャルデザインセンター事業コアメンバー決定通知書により、応募団体へ通知するものとする。

(協定書の締結)

第10条 前条の規定により、決定の通知を受けた応募団体（以下「実施団体」という。）は、区長と協議し、事業の実施に必要な基本事項、役割分担、その他必要な事項を定め、協定書を締結するものとする。

(経費の支出)

第11条 実施団体の事業経費は、区長が決定した金額の範囲内において、区長が協定書に定める金額を支払うものとする。

(事業内容の変更及び中止)

第12条 実施団体は、事業内容を変更又は中止をしようとする場合、区長に申し出をし、その後の対応方法について協議しなければならない。

2 区長は、前項の規定により申し出を受けたときは、実施団体と協議のうえ対応方法を定めるものとする。

3 前2項の規定により、変更又は中止を承認したときは、覚書を締結するものとする。

(実施結果の報告)

第13条 実施団体は、事業を完了した日から30日以内に川崎区ソーシャルデザインセンター事業コアメンバー実施結果報告書、その他必要な書類を区

長に提出しなければならない。

(サポートメンバーの要件)

第14条 サポートメンバーの登録ができる者は、川崎区内を対象地域として地域活動を実施している個人及び団体のうち、次の条件を満たす者とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とした活動を行わないこと
- (2) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと
- (3) 公序良俗に反する活動を行わないこと
- (4) 事務局、コアメンバー及び他のサポートメンバーと、円滑に連携して事業を行うことができること

(サポートメンバーの登録)

第15条 サポートメンバーの登録を希望する団体等は、サポートメンバー登録申請書（別紙様式）又は同等の内容のフォーム等により、区長へ申請するものとする。

- 2 区長は、前項の申請に不備がない場合は、サポートメンバーとして登録するものとする。

(サポートメンバーの登録取消)

第16条 サポートメンバーは、その登録を取り消したいときは、区長へ申し出るものとする。

- 2 区長は、前項の申し出があったときは、登録の取り消しを行うものとする。
- 3 区長は、サポートメンバーが、第14条の要件を満たさなくなったと判断したときは、事前に通知のうえ、その登録を抹消することができる。

(委託)

第17条 区長は第4条に定める事務局の業務を別途定める者に委託することができる。

2 区長は、第10条、第13条及び第15条について、前項に定める者に事務を委託することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月17日から施行する。

(川崎区ソーシャルデザインセンターモデル事業実施要綱の廃止)

2 川崎区ソーシャルデザインセンターモデル事業実施要綱（3川区企第601号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧要綱の規定に基づき実施する事業の執行に係る手続きについては、なお従前の例による。

(様式)

令和 年 月 日

川崎区ソーシャルデザインセンター事業 サポートメンバー登録申請書

(あて先) 川崎区長

(申請者)

次のとおり川崎区ソーシャルデザインセンター事業サポートメンバーの登録を申請します。

団体又は個人 の情報	住 所： 代表者： 電 話： アカウントを取得しているSNS：	担当者： E-mail：
主な活動内容		
得意分野		
登録要件等	以下の全ての点に該当する場合のみ申請が可能です。必ず御確認の上、□にレ点をお願いします。	
	【登録要件】	
	①川崎区内を対象地域として地域活動を実施している個人又は団体であること	<input type="checkbox"/>
	②宗教活動又は政治活動を目的とした活動を行わないこと	<input type="checkbox"/>
	③川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと	<input type="checkbox"/>
	④公序良俗に反する活動を行わないこと	<input type="checkbox"/>
	⑤事務局、コアメンバー及び他のサポートメンバーと、円滑に連携して事業を行うこと	<input type="checkbox"/>
	【遵守事項】（登録要件⑤に関連してお守りいただきたい内容です）	
	●得意分野を活かして積極的に相談対応を行います	<input type="checkbox"/>
●相談内容に応じて適切な活動支援又は実施を行います	<input type="checkbox"/>	
●支援又は実施する地域活動等の情報を川崎区ソーシャルデザインセンターのSNSに投稿します（アカウント情報は登録後、お知らせします）	<input type="checkbox"/>	

事務局使用欄

収受日：

登録番号：